

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1.事業所概要

事業者名：株式会社メディカル・クリエイティブ

事業所名：訪問看護ステーションくれは

事業所番号：1165190202

サービスの種類：訪問看護・介護予防訪問看護

所在地：埼玉県新座市栗原 5-12-6 コーポエル 1 階

代表者名：蜂須賀 健二

電話番号：042-439-3644

FAX 番号：042-439-3645

2.事業の目的と運営方針

・事業の目的

利用者の居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

・運営の方針

(1)訪問看護ステーションくれは(以下、事業所という)の看護師および准看護師、その他の従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。

(2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3)事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

3.職員体制

職種	職員数	勤務形態
管理者	1 名	管理業務・看護師兼務
看護職員	2.5 名以上	常勤換算方法にて
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	適当数	
事務	適当数	

4. 営業日・営業時間

月曜～日曜、祝祭日
9:00～17:15

※1：基本的に年末年始(12/29～1/3)は休業します。(利用者様の状況により要相談。)

なお、その期間における医療保険でのサービスには休日料金(1日 2000円)が発生いたします。

※2：土日・祝祭日のリハビリにつきましては、個別でご相談ください。

※3：大雪・台風等により訪問の中止、変更をお願いすることができますので、ご了承下さい。

5. 訪問看護サービス提供地域

新座市、朝霞市、練馬区、清瀬市、東久留米市、西東京市

他の地域につきましてはご相談ください。

6. 訪問看護サービスの提供方法

- (1) 利用者及びその家族がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師、理学療法士等が訪問看護を実施します。
- (2) 利用者及びその家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合には、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
- (3) 利用者に主治医がない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に関しては、居宅介護支援事業者との連携を図ります。

7. 訪問看護サービスの内容

利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- (1) 健康状態の観察（血圧、体温、呼吸、脈拍等のチェック）
- (2) 療養生活の看護（清潔のケア、食生活のケア、排せつのケア等）
- (3) 精神、心理的な看護、認知症の看護
- (4) 検査、治療促進のための看護（褥瘡の予防と処置、医療機器ケア、内服管理等）
- (5) リハビリテーション
- (6) 終末期の看護、在宅での看取り
- (7) 療養環境、介護方法等のアドバイス、介護者への支援
- (8) 様々な在宅ケアサービスについての相談
- (9) その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置

8. 緊急時の対応方法

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。また、事前の打ち合わせに基づき、ご家族や担当の居宅支援事業所に連絡します。

9.サービス利用料金

基本利用料として、健康保険法または介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、別紙料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供するうえで別途必要になった料金を支払います。

10.ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1)事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2)ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3)職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

(4)また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(5)ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11.虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
3. 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
4. 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
6. 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません
7. やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
8. 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当責任者： 蜂須賀 健二

12.衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
4. 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
5. 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13.業務継続に向けた取組の強化について

1. 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14.事故処理

利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15.苦情申立、虐待相談窓口について

当事業所に対するご相談は以下の窓口で受付けます。

◎苦情受付窓口、虐待相談窓口

訪問看護ステーションくれは 代表者 蜂須賀 健二

電話 042-439-3644

受付時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時15分

◎行政機関窓口

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ・埼玉県国民健康保険団体連合会介護事務審査課相談窓口 | 電話：048-824-2568（苦情相談専用） |
| ・新座市役所 介護保険課 | 電話：048-477-1111（代表） |
| ・朝霞市役所 介護保険課 | 電話：048-463-1111（代表） |
| ・東京都国民健康保険団体連合会 | 電話：03-6238-0011 |
| ・練馬区役所 介護保険課 | 電話：03-3993-1111（代表） |
| ・清瀬市役所 介護保険課 | 電話：042-492-5111（代表） |
| ・東久留米市役所 介護保険課 | 電話：042-470-7777（代表） |
| ・西東京市役所 介護保険課 | 電話：042-464-1311（代表） |

個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーションくはは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人情報の権利・利益を保護するために、次のとおり個人情報の保護に関する方針を定めて実施します。

- (1)個人情報は適正な取得および安全管理対策を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊などの問題が発生した際には速やかに対処します。
- (2)従業者への個人情報保護に関する教育を行います。また、離職後も含めて守秘義務を遵守するよう徹底します。
- (3)取得した個人情報は、利用目的の達成に通常必要な範囲を超えて取り扱う事はありません。

また、利用目的を達成する為には正確かつ最新の内容を保ちます。なお、通常必要と考えられる個人情報の範囲とは、訪問看護の提供に必要な情報を指します。

- (4)個人情報の開示を求められた場合には、当事業所の情報提供の手続きに従って開示します。
- (5)収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分します。
- (6)ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。

相談窓口担当：蜂須賀 健二（受付時間：9:00～17:15、連絡先：042-439-3644）